

生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資などを支援

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- **製品・サービス高付加価値化**は、製品・サービス開発の取り組みを支援
活用例…最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発
- **グローバル**は、海外需要開拓などの取り組みを支援
活用例…海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

-Point-

19次公募締切:
4/25(金)

ペンデル締切:
3/28(金)

要件

中小企業・小規模事業者などが、革新的な新製品・新サービス開発を行い、

- ① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**
- ② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率**が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または**給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加**
- ③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**など（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、毎年、事業化状況報告を提出

※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務あり

補助上限額・補助率・補助対象経費

	製品・サービス高付加価値化	グローバル
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業:1/2 小規模・再生:2/3	中小企業:1/2 小規模:2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めない	

＜大幅な賃上げに取り組む事業者は、補助上限額が100～1,000万円上乘せ＞

※大幅な賃上げ:(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例事業者については適用不可

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり

＜最低賃金の引き上げに取り組む事業者には、補助率を2/3に引き上げ＞

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者:指定する一定期間において、3カ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」新設

2 中小企業省力化投資補助金＜一般型＞

-Point-

1次公募締切:

3/31(月)

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに適応
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3カ月程度の審査を経て、交付決定
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率 2/3 にアップ）あり

補助率・補助上限額

- 中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象

従業員数	5人以下	6～20人	21～50人	51～100人	101人以上
補助率	中小企業：1/2 小規模・再生：2/3				
補助上限額	750万円	1,500万円	3,000万円	5,000万円	8,000万円
大幅な賃上げを行う場合	1,000万円	2,000万円	4,000万円	6,500万円	1億円

詳しくは…中小企業庁「中小省力化投資補助金」

事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用などを支援

3 事業承継・M&A補助金

-Point-

今年も継続
日程後日発表

- 事業承継促進枠：5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資などに係る費用を補助
- 専門家活用枠：M&A時の専門家活用に係る費用を補助
- PMI推進枠：M&A後の経営統合（PMI）に係る費用を補助
- 廃業・再チャレンジ枠：事業承継・M&Aに伴う廃業などに係る費用を補助

要件・補助上限額・補助率・対象経費

	事業承継促進枠	専門家活用枠		PMI推進枠		廃業・再チャレンジ枠
		買い手支援 類型	売り手支援 類型	PMI専門家 活用類型	事業統合投資 類型	
要件	5年以内に親族内承継または従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、または譲り受ける者		M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業などに係るPMIの取り組みを行う者		事業承継やM&Aの検討・実施などに伴って廃業などを行う者
補助上限額	800～1,000万円	・600～800万円 ・2,000万円	600～800万円	150万円	800～1,000万円	150万円
補助率	1/2～2/3	1/3～2/3	1/2～2/3	1/2	1/2～2/3	1/2～2/3
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費など	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料		設備費、外注費、委託費など		廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

詳しくは…中小企業庁「事業承継・引継ぎ補助金」（公募サイトは後日公開）

※ご注意：補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択になる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります。

ペンデル税理士法人 TEL:03-5990-5910 FAX:03-5990-5909 WEB: <https://www.pendel.jp/>

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング5F

我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です